

▶ **実質的支配者**

改正犯罪収益移転防止法が施行される H25.4.1 以降において、取引時確認の一つとして新たに確認することが義務付けられた事項です（改正法 4 条 1 項 4 号）。この実質的支配者の確認は、顧客が法人である場合にのみ必要となります。

確認するのは、実質的支配者の有無と、「有」の場合のその実質的支配者の本人特定事項です。

通常の特定期限に際しては、いずれも顧客の代表者等から申告を受けて確認します。

※) ハイリスク取引の場合は、いずれも書面により確認することが義務付けられています（改正省令 13 条 3 項）。

【実質的支配者とは】

顧客の法人形態により、2 つのグループに分けて定義されています（改正省令 10 条 2 項）。

法人形態	実質的支配者	備 考
資本多数決の原則を採る法人 例) 株式会社、投資法人、SPC 等	法人の議決権総数の 25% を超える議決権を有する者	①25% を超える議決権を有する者が法人である場合、その法人の実質的支配者（ <u>間接支配者</u> ）までを確認する必要はありません。 ②25% を超える議決権を有する者が複数いる場合は、その複数すべてが確認対象となります。 ※1) ②の場合でも、50% を超える議決権を有する者がいる場合には、その <u>50% を超える議決権を有する者のみが確認対象</u> となり、その他の 25% を超える議決権を有する者については、確認対象から除外されます。 ※2) ※1 以外のケースでは、25% を超える議決権を有する者のすべてが確認対象となりますので、例えば <u>30% の議決権を有する個人A と 35% の議決権を有する法人B がいる場合は、A・B ともに確認対象</u> となります。
上記以外の法人 例) 一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人、持分会社* 等 ※合名会社、合資会社及び合同会社	代表する権限を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 左の法人については、すべてに実質的支配者が存在することになります。 代表する権限を有する者が複数いる場合は、その複数すべてが確認対象となります。

【実質的支配者の確認が不要な場合】

顧客が法人である場合に限って必要となる確認ですので、顧客が個人のときは必要ありません。

また、顧客が改正法 4 条 5 項で規定する「国等」*である場合も、確認の必要はありません。

※) 改正法 4 条 5 項で規定する「国等」とは

- 国、地方公共団体、人格のない社団又は財団、独立行政法人、外国政府、上場企業、国又は地方公共団体が資本金等の 1/2 以上を出資している法人（住宅供給公社等）など

【ハイリスク取引の場合の「実質的支配者」の確認】

ハイリスク取引での「実質的支配者」の確認は、より厳格な方法によって行うこととされています。
 この場合、代表者等からの申告による確認ではなく、書面による確認が義務付けられています。

具体的確認方法は、下表のとおりです（改正省令 13 条 3 項）。

確認事項	法人形態	確認に用いる書類
実質的支配者の有無	資本多数決の原則を採る法人 例) 株式会社、投資法人、SPC 等	法人の議決権総数の 25%を超える議決権を有する者の有無を、次の書類のいずれか（写しも可）で確認します。 ※顧客等から提示や送付を受ける方法に限らず、特定事業者自らで書類を入手・閲覧する方法も認められます。 ・株主名簿 ・有価証券報告書 ・その他（上記書類に類するもので、法人の議決権の保有状況が示されている書類）
	上記以外の法人 例) 一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人、持分会社* 等 ※合名会社、合資会社及び合同会社	法人を代表する権限を有している者の有無を、次の書類のいずれか（写しも可）で確認します。 ・登記事項証明書 ・官公庁発行書類で、法人を代表する権限を有する者を証するもの ※外国会社の場合は、上記のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類で、法人を代表する権限を有する者を証するもの
実質的支配者の本人特定事項	すべての法人	本人確認書類（写しも可） ※運転免許証など

【その他の留意事項】

顧客である法人が、民事再生会社である場合や会社更生法適用会社、特別清算会社等の法的な手続きが行われている場合は、法的手続きに入る前後で、実質的支配者に該当する者が変更されていることも想定されます（民事再生の場合で、資本注入による減資に伴い議決権保有状況が変わるケースなど）ので、取引される時点の状況を踏まえてご確認ください。

【関係条文】 ※) H25.4.1 施行の改正犯罪収益移転防止法の条文より抜粋

○犯罪収益移転防止法

(取引時確認等)

第4条 特定事業者(略)は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務(以下「特定業務」という。)のうち同表の下欄に定める取引(次項第2号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。)を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号(略)に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- 一 本人特定事項(略)
 - 二 取引を行う目的
 - 三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容
 - 四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があつたときにあつては、その者の本人特定事項
- 2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況(略)の確認を行わなければならない。(略)
- 一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの
 - イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項(これらの規定を第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第4項の規定による確認(ロにおいて「関連取引時確認」という。)に係る顧客等又は代表者等(第6項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。)になりすましている疑いがある場合における当該取引
 - ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。)との取引
 - 二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの(以下この号において「特定国等」という。)に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの
 - 三 前2号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの
- 3～6 (略)

○犯罪収益移転防止法施行規則

(実質的支配者の確認方法等)

第10条 法第4条第1項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第4号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とする。

2 法第4条第1項第4号に規定する主務省令で定める者(以下「実質的支配者」という。)は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 株式会社、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項第2号に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社その他のその法人の議決権(会社法第308条第1項その他これに準ずる同法以外の法令(外国の法令を含む。)の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第423条第1項に規定する役員等(会計監査人を除く。)の選任及び定款の変更に関する議案(これらの議案に相当するものを含む。)の全部につき株主総会(これに相当するものを含む。))

において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。以下この号において同じ。）に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）が当該議決権に係る株式の保有数又は当該株式の総数に対する当該株式の保有数の割合に応じて与えられる法人（定款の定めにより当該法人に該当することとなる法人を除く。） 当該法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を有している者（他の者が当該法人の議決権の総数の2分の1を超える議決権を有している場合を除く。）

二 前号に掲げる法人以外の法人 当該法人を代表する権限を有している者

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第13条 法第4条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第4項（同条第2項に係る部分に限る。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第2項第1号に掲げる取引に際して当該確認（第1号に掲げる方法が第2号に掲げる方法によるもの（関連取引時確認が、同項に規定する取引に際して行われたものであって、第1号に掲げる方法が第2号に掲げる方法によるものである場合におけるものを除く。）を除く。）を行うときは、関連取引時確認において用いた本人確認書類（その写しを用いたものを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものを含む。）以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。

一、二（略）

2（略）

3 法第4条第2項の規定による同条第1項第4号に掲げる事項の確認の方法は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写し及び当該各号に掲げる法人に実質的支配者がある場合にあっては、当該実質的支配者の本人確認書類又はその写し（当該本人確認書類又はその写しに当該実質的支配者の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該本人確認書類又はその写し及び当該記載がある当該実質的支配者の補完書類又はその写し）を確認する方法とする。

一 第10条第2項第1号に掲げる法人 株主名簿、金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書その他これらに類する当該法人の議決権の保有状況を示す書類

二 第10条第2項第2号に掲げる法人 次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあつては特定事業者が確認する日前6月以内に作成されたものに限る。）のいずれか

イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人を代表する権限を有している者を証する書類）

ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人を代表する権限を有している者を証するもの

ハ 外国に本店又は主たる事務所を有する法人にあっては、イ及びロに掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人を代表する権限を有している者を証するもの

4（略）